

【記入例】

固定資産現所有者申告書

受付印

伊丹市長 様

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、伊丹市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

なお、この申告に関して第三者が異議申し出たときは、私どもにおいて一切の責任をもって処理し貴市に対して絶対迷惑をかけません。

○固定資産課税台帳の所有者（亡くなられた方）

令和4年4月1日

フリガナ	イタミ ジロウ		
氏名	伊丹 次郎		
住所	伊丹市千僧1丁目1番地		
生年月日	昭和30年11月11日	死亡年月日	令和4年3月25日
宛名番号	0123456789 ※納税通知書の表紙に記載されています。不明の場合は省略可。		

○申告者（現所有者の代表者）

フリガナ	イタミ ハナコ	固定資産課税台帳の所有者（亡くなられた方）との続柄	妻
氏名（名称）	伊丹 花子		
住所（所在地）	伊丹市千僧1丁目1番地		
生年月日	昭和30年1月1日	電話番号	(072) 784 - 8023

宛名番号

※市役所使

※添付書類と注意事項について、裏面に記載があります。
よくご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。

【添付書類（写し可）】 は確認欄としてご使用ください。

申告者（現所有者の代表者）の本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者証など

固定資産課税台帳の所有者（亡くなられた方）と申告者との関係が分かる書類

法定相続人：戸籍、除籍謄本、法定相続情報一覧図、遺言書など

法定相続人以外：遺言書、契約書など

（固定資産課税台帳の所有者（亡くなられた方）の住所地が伊丹市外の場合）

個人の死亡を証する書類

死亡が記載されている戸籍、住民票の除票、死亡届、死亡診断書など

【注意事項】

- ・自身が現所有者（相続人等）であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに手続きしてください。
ただし、当該期限内に所有権移転の登記を行った場合には申告は不要です。
- ・この手続きを行った後、賦課期日（1月1日）時点において、申告した現所有者の代表と違う人物が不動産登記名義人となった場合、登記名義人が新たな納税義務者として優先されます。
- ・口座振替につき、登録されていた固定資産課税台帳上の所有者（納税通知書の名宛人）が変更されたときは従前振替えられていた口座の引継ぎはできません。引き続き、口座振替にて納税をご希望の場合には、納税通知書送達後に新たにお申し込みください。

<ご提出・お問い合わせ>

〒664-8503

兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市役所 資産税課

TEL：072-784-8023・8024